

平成21年岳南排水路管理組合議会定例会(10月)会議録

平成21年10月26日(月)

1 出席議員(10名)

1番	鈴木敏和	議員
2番	小山忠之	議員
3番	西村綾子	議員
4番	小室直義	議員
5番	太田美満	議員
6番	佐野清明	議員
7番	太田康彦	議員
8番	諸星孝子	議員
9番	稲葉寿利	議員
10番	遠藤盛正	議員

2 説明のため出席した者(9名)

管 理 者	鈴木尚君
副 管 理 者	鈴木利幸君
富士市上下水道部長	大河原忠君
富士市商工農林部長	金刺勝久君
富士宮市水道部長	小松政廣君
局 長	丸山友則君
次 長	小川佳英君
参事兼施設課長	鈴木廣實君
総 務 課 長	小山芳博君

3 出席した事務局職員(6名)

参事補兼庶務係長	山田正廣君
参事補兼管理係長	桑原徳治君
業 務 係 長	米山佳秀君
工 務 係 長	近藤 敦君
庶 務 係 主 査	根上忠記君

4 議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認第1号 平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について |
| 日程第4 | 議第3号 平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算に
ついて(第1号) |
| 日程第5 | 議第4号 岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議第5号 岳南排水路管理組合新庁舎建設基金条例を廃止
する条例制定について |
| 日程第7 | 議第6号 岳南排水路管理組合長期継続契約を締結するこ
とができる契約を定める条例制定について |
| 日程第8 | 議第7号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて |

午前10時 開 会

局長（丸山友則君） 定刻となりましたので、ご起立をお願い致します。礼。ご着席下さい。

会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合の広報紙用及び報道機関の写真を撮らせていただきたいと思います。

また、閉会后、議員の皆様には、事務局から、本年夏に実施されました、集中工事と管内点検結果についてご報告をさせていただきますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願いいたします。

議長（稲葉寿利議員） 出席議員が、法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（稲葉寿利議員） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

7番 太田康彦議員

8番 諸星孝子議員

以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（稲葉寿利議員） 日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

管理者。

管理者（鈴木 尚君） おはようございます。お許しをいただきましたので、本定例会にご提案いたします議案の審議に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日はご審議いただきます案件につきまして総括的な説明を申し上げますが、詳細につきましては後ほど事務局から説明をいたさせていただきますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

最初に、認第1号平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてですが、アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融資本市場の変動や、原油・原材料価格の高騰による世界的な経済不況を背景に、洋紙、板紙の国内需要が大幅に落ち込み、昨年後半から各大手製紙工場におきましては、大幅な生産調整を余儀なくされました。このため、年間総排水量は前年度に比較して7.2%、使用料収入では、5.6%それぞれ減少しております。いまだ、国内需要の回復傾向が見られず、引き続き減産体制を継続せざるを得ない状況が続いております。

それでは、決算状況でございますが、歳入決算総額は、9億2,699万9,000余円となり、使用料が減少したものの、財産運用収入や庁舎建設基金からの繰入金などの増により前年度に比較して19.2%の増加となっております。

また、歳出決算総額は、8億4,353万6,000余円で、前年度に比較して26.1%の増加となっております。これは、庁舎建設の本体工事等が実施されたことにより、庁舎建設費が増加したことによっております。

当年度の事業執行状況は、旧天間製紙天間工場跡地の用地問題により延期となった岳南1号第1排水路天間工区改良工事以外は、予定通り執行することが出来ました。使用料収入は減少傾向にございますが、用水型産業が集積する岳南地域にとって、岳南排水路は重要な施設でありますので、今後とも財政収支の均衡に留意し、適切な維持管理の遂行に万全を期して参る所存でございます。

次に、議第3号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,346万2,000円を追加し、7億7,866万2,000円とするものでございます。これは、歳入におきまして平成20年度の決算確定に伴い、前年度繰越金の追加、また、歳出におきましては、調整予算として予備費を補正するものでございます。

次に、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の勤務時間が1日当たり15分短縮され、1週間当たり40時間から38時間45分に改定されましたので、それぞれの勤務時間について、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、議第5号岳南排水路管理組合新庁舎建設基金条例を廃止する条例制定については、

本条例は、庁舎建設の資金確保のために、平成15年2月に条例を制定いたしました。平成20年度をもって事業が完了し、その目的が達成されたため、本条例を廃止するものでございます。

次に、議第6号岳南排水路管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてであります。地方自治法により、債務負担行為の規定によらずに長期継続契約の締結ができるものとして、従来、電気、ガス、水道の供給、電話等の通信役務、不動産の借りに係る契約に限定されておりましたが、同法の改正により、締結ができる範囲を条例で定めることにより、債務負担行為の設定を行わずに長期継続契約の締結ができることとなったことから、事務の簡素化を図るため、条例の制定をお願いするものでございます。

議第7号でございますが、この案件は、人事案件でございますので、後刻、上程されました際、改めてご説明いたしますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上、上程案件につきましては極めて主要点のみ申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（稲葉寿利議員） 以上で管理者の説明を終わります。

日程第3 認第1号平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定について

議長（稲葉寿利議員） 日程第3 認第1号平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） ただいま、上程されました認第1号平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。平成20年度の歳入歳出決算は、歳入9億2,699万9,903円、歳出8億4,353万6,951円、歳入歳出差引残額8,346万2,952円でございます。

先ほど、管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、事業報告書を併せてご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づき歳入からご説明申し上げますので、決算

書の6、7ページをお願いいたします。

なお、薄緑色の事業報告書の9ページ以降に、「2歳入予算の事項別執行状況について」で、報告させていただいておりますので、併せてお目通し願いたいと思います。

1款使用料及び手数料でございますが、予算現額は、6億1,821万6,000円でございます。調定額は6億2,953万9,542円、収入済額は、6億2,304万7,339円で、予算現額に対する収入率は100.8%、調定額に対する収入率は99.0%でございます。なお、歳入総額に占める割合は67.2%でございます。本年度は不納欠損額として548万3,101円、また、収入未済額として、100万9,102円を生じております。

1項1目1節の使用料でございますが、調定額、収入済額ともに、6億2,274万1,154円で、収入未済額は、ありませんでした。

この、使用料の調定額算定基礎といたしました許可排水量及び実績排水量につきましては、事業報告書の15、16ページの別表-3「岳南排水路路線別排水量及び使用料認定実績表」に、路線別、月別ごとの実績排水量とともに、使用料認定実績及び収入済額を表にしておりますのでお願いいたします。

許可排水量は、基本料金を算定するもので、表の右上、「太枠内」に記載してありますように146万2,606立方メートルとなっております。昨年度に比較し、2万9,283立方メートルの減となっておりますが、これは、当年度中に大宮製紙富士工場鷹岡事業所が2,005立方メートル増量したものの、五湖製紙富士宮工場、大村紙業静岡事業部、丸紅静岡支店、明治製紙本社工場の4工場が廃止し、東京製紙、コーヨーの2工場が7,143立方メートルを減量したことによるものでございます。

また、実績排水量は、従量料金の算定基礎となるもので、年間の累積排水量は、表の右、中ほどの、「太枠のA」に記載してありますように3億4,155万3,510立方メートルでございました。昨年度に比較し、2,662万4,256立方メートル、7.2%の減となっております。

それでは、決算書の6、7ページにお戻り願います。2節滞納繰越分として、調定額649万2,203円のうち収入済額は0円、不納欠損額が548万3,101円、収入未済額が100万9,102円となっております。

この不納欠損額、収入未済額につきましては、事業報告書の11ページの表をお願いいたします。過年度から、滞納繰越をしている使用料の合計649万2,203円は、2工場によるものでございます。詳細は、利久製紙が562万5,042円、嘉栄製紙が86万7,161円となっております。

利久製紙は、平成16年11月に銀行取引停止処分となり、事実上倒産してしまいました。

その後、平成17年6月に弁護士から介入通知がありましたが、平成18年8月には離任通知が来ております。滞納額562万5,042円のうち、平成20年度中に時効を迎えた461万5,940円を不納欠損とするものでございます。

また、嘉栄製紙は、平成16年2月に不渡りを起こし事実上倒産し、任意整理を進めてまいりましたが、平成20年7月に任意整理が終了し、法人解散登記がされましたので、滞納額86万7,161円全額を不納欠損するものでございます。

以上、合計548万3,101円を不納欠損としたものでございます。

収入未済額でございますが、過年度からの滞納繰越分の100万9,102円は、利久製紙1工場によるものでございます。なお、これらの詳細につきましては、薄青色の「平成20年度決算参考資料」に記載してございますので、お目通し願います。

それでは、決算書の6、7ページにお戻り願います。2款財産収入でございますが、予算現額は、3,352万9,000円で、調定額、収入済額はともに3,352万6,830円でございます。この財産収入につきましては、事業報告書の12ページに詳細がございまして、これは、岳南排水路基金、職員退職手当基金及び庁舎建設基金に係る、利子収入で、国債、地方債等の債券及び大口定期の運用収入でございます。

3款繰入金1項基金繰入金でございますが、これは、庁舎建設に関連する委託、工事の必要経費を庁舎建設基金から繰り入れたもので、予算現額は、1億6,140万1,000円で、調定額、収入済額はともに1億6,140万529円でございます。

4款繰越金は、1項1目前年度繰越金で、予算現額は1億891万4,000円で、調定額、収入済額ともに1億891万4,784円でございます。

次の、8、9ページをお願いいたします。5款諸収入は、予算現額4万1,000円に対し、調定額、収入済額ともに11万421円であります。

1項1目預金利子は、調定額、収入済額ともにありませんでした。

2項雑入でございますが、予算現額4万円に対し、調定額、収入済額は、ともに11万421円でございます。これは主として、共済事業の事務手数料等でございます。

以上、歳入の合計は、予算現額が9億2,210万1,000円に対し、調定額は9億3,349万2,106円、収入済額は9億2,699万9,903円でございます。

次に、10、11ページをお願いいたします。引き続き、歳出の説明に入らせていただきます。

なお、各目につきましては、備考欄によって説明させていただきますが、事業報告書の17ページ以降に「3 歳出予算の事項別執行状況について」で、報告をさせていただいておりますので、併せてお目通しをお願いいたします。

1 款議会費でございますが、予算現額 5 5 万 6 , 0 0 0 円に対し、支出済額は 2 7 万 5 , 3 0 0 円で執行率は 4 9 . 5 %、2 8 万 7 0 0 円が不用額となりました。

支出済額は、備考欄の 1 報酬費 2 0 万 6 , 0 0 0 円及び 2 事務局運営経費 6 万 9 , 3 0 0 円でございますが、これは、定例会 2 回の議会開催に係る所要経費であります。

2 款総務費は、予算現額 6 億 8 , 4 8 0 万 9 , 0 0 0 円で、支出済額は、6 億 3 , 8 8 1 万 3 , 8 2 1 円で、執行率は、9 3 . 3 %、4 , 5 9 9 万 5 , 1 7 9 円が不用額となりました。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、組合運営に係る所要経費でございますが、予算現額 1 億 6 , 9 7 9 万 1 , 0 0 0 円で、これに対して支出済額は、1 億 6 , 2 5 8 万 6 , 5 6 8 円、執行率は 9 5 . 8 %、7 2 0 万 4 , 4 3 2 円が不用額となりました。

主なものでございますが、備考欄の 1 の給与費のうち、(4) 一般職 1 5 人に係る人件費は、給料、職員手当、共済費を合わせまして 1 億 2 , 6 6 7 万 1 , 3 5 7 円で、歳出総額の 1 5 . 0 %を占めております。

2 の人事管理費でございますが、臨時職員賃金、職員研修、職員厚生及び職員互助会助成費等の経費でございますが、6 7 1 万 6 , 0 5 7 円。

3 の事務管理費は、6 7 4 万 3 , 8 1 3 円で、通常事務運営に要する経費でございます。

4 の財産管理費は、8 2 4 万 4 4 1 円で、庁舎、車両及び用地管理に係る所要経費であります。

5 の公租公課費 1 , 3 8 4 万 7 , 9 0 0 円は、消費税でございます。

次の、1 2、1 3 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目排水管理費でございますが、予算現額 7 6 7 万 1 , 0 0 0 円に対し、支出済額は 6 1 8 万 1 6 4 円で、執行率 8 0 . 6 %、1 4 9 万 8 3 6 円が不用額となりました。

備考欄を見ていただきますと、1 水質管理費 6 1 8 万 1 6 4 円のうち(1) 水質調査費として 7 6 万 3 , 2 9 9 円。これは、管路施設保全のための水質調査で、各路線に設置してあります、水質監視所及び吐口の調査に係る経費でございます。

(2) の硫化水素調査費 5 4 1 万 6 , 8 6 5 円は、管路施設保全のための硫化水素の調査で、管路及び各使用工場における調査経費でございます。

次に 2 款 2 項 2 目下水道管理費でございますが、予算現額 3 , 3 4 9 万 6 , 0 0 0 円に対し、支出済額は、3 , 1 9 3 万 1 , 6 7 2 円で、執行率は 9 5 . 3 %、不用額は、1 5 6 万 4 , 3 2 8 円となりました。

この執行内容でございますが、備考欄の 1 排水量管理費 1 6 9 万 6 , 5 4 6 円は、使用

料金のうち、従量料金の算定根拠となる各使用工場における実績排水量の調査に係る所要経費でございます。

2 下水道維持費 3,023万5,126円は、管路施設の維持に要する経費で、(1)維持補修費につきましては、環境整備工事、人孔整備工事及び足掛金物付替工事等24件に1,544万4,450円、(2)保守点検費につきましては、工場排水流入禁止期間中における管内点検作業委託等7件に1,171万9,050円を執行いたしております。

(3)下水道管理事務費でございますが、307万1,626円は、管理事務に係る所要経費でございます。

次に、2款2項3目ポンプ場管理費でございますが、予算現額3,241万2,000円に対し、支出済額は、3,124万8,256円で、執行率は、96.4%となり、116万3,744円が不用額となっております。

備考欄の(1)維持補修費133万2,450円は、ポンプ場における沈砂池落下防止装置の設置や上水道管の移設工事等4件の費用でございます。

(2)保守点検費は、ポンプ場運転管理業務委託等4件に、2,453万6,400円を執行いたしました。

(3)ポンプ場管理事務費537万9,406円は、主として電気料及び工業用水使用料などポンプ運転に係る経常的な経費でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。2款3項1目施設改良費は、予算現額、2億1,957万円に対し、支出済額は、1億9,621万1,246円で、執行率は89.4%、2,335万8,754円が不用額であります。この科目は、施設の維持保全対策のための、改良事業に要する経費でございます。歳出総額に対しまして、23.3%を占めております。

備考欄に記載してございますが、1 管渠施設費として、1億4,467万2,427円を支出してございます。

事業別に申しますと、(1)保全対策事業費は、施設の保全対策のために行う事業で、主に管渠の更生工事等、9件に1億3,850万9,700円を執行いたしました。

(2)流下能力対策事業費は、管路の流下機能を改善するための事業で、主に岳南1号第4排水路廃止管路対策工事等2件に、533万4,000円を執行いたしました。

(3)管渠施設事務費でございますが、管渠の施設改良における所要経費で、82万8,727円を執行いたしました。

2 ポンプ場施設費としては、5,153万8,819円を支出してございます。

事業別に申しますと、(1)保全対策事業費は、ポンプ場施設の保全対策のために行う事

業で、3号主ポンプ分解点検作業委託に5,145万円を執行いたしました。

(2) ポンプ場施設事務費でございますが、ポンプ場の施設改良における所要経費で、8万8,819円を執行いたしました。

次の、2款4項1目庁舎建設費は、予算現額、2億2,186万9,000円に対し、支出済額は、2億1,065万5,915円で、執行率は94.9%、1,121万3,085円が不用額であります。

備考欄の(1)庁舎建設事業費は、主に庁舎改築主体工事等12件に2億966万5,092円を執行いたしました。

(2)庁舎建設事務費でございますが、庁舎改築における所要経費で、99万823円を執行いたしました。

なお、庁舎建設事業費につきましては、平成15年度から基金を積み立て、平成17年度には地質調査を、平成19年度には実施設計、公共下水道接続工事等を実施し、平成20年度に新庁舎の建設をいたしました。建設の総事業費は、2億3,120万8,148円で、そのうち基金が、1億8,000万円、利子が195万2,762円、一般財源からは4,925万5,386円を支出させていただきました。

次に、3款公債費の1項1目利子でございますが、年度中の資金計画が順調に推移したことにより、一時借入れが無く未執行となりました。

4款諸支出金でございますが、予算現額2億444万9,000円に対し、支出済額は、2億444万7,830円で、執行率は100%でございます。

このうち1項1目岳南排水路基金の積立金は、予算現額1億7,199万2,000円に対し、支出済額は、1億7,199万1,017円で、この内訳は、運用益金3,199万1,017円と積立金1億4,000万円となっております。これは、自然災害や緊急を要する大規模工事等に対処するための積立金であります。

次の1項2目退職手当基金積立金は、予算現額2,597万円に対し、支出済額は、2,596万9,904円で、この内訳は、運用益金96万9,904円と積立金2,500万円となっております。

次に、16、17ページをお願いいたします。次の1項3目庁舎建設基金積立金は、予算現額648万7,000円に対し、支出済額は、648万6,909円で、この内訳は、運用益金56万5,909円と前年度の執行残高592万1,000円の積立金でございます。

なお、基金の年度末現在高でございますが、事業報告書の33、34ページの別表-5「基金運用状況」をお願いいたします。1 岳南排水路基金の決算年度末現在高は、34ページの右から2列目に記載してございますが、32億5,548万1,054円で、このうち、国

債、政府保証債及び地方債等の購入金額は、33ページ下から2行目の右端に記載してございますが、29億8,863万2,301円となっております。

2 職員退職手当基金は、決算年度末現在高1億5,035万4,604円であります。

なお、3の庁舎建設基金は、庁舎改築のため、全額を取り崩しましたので、決算年度末現在高は、0円となりました。

次に、決算書の16、17ページにお戻り願います。5款の予備費でございますが、予算現額は、3,227万7,000円で、全額が、不用額となりました。

以上、歳出の合計は、予算現額9億2,210万1,000円に対し、支出済額は8億4,353万6,951円で、不用額は7,856万4,049円となりました。

次に18ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、1 歳入総額は9億2,699万9,000円、2 歳出総額は8億4,353万7,000円、3 歳入歳出差引額は8,346万2,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ございませんので、同額が5の実質収支額でございます。

次に、決算書の19、20ページをお願いいたします。「財産に関する調書」でございますが、1の公有財産の(1)土地及び建物でございますが、新庁舎を建設したことにより、表の一番上段の「庁舎」が、差し引き44.47平方メートル、その下段の「その他の施設」としては、公用車の車庫が34.58平方メートルそれぞれ増加しております。また、水質監視所を1箇所取り壊したため、2.55平方メートル減少し、決算年度中の増減は、76.50平方メートルの増となっております。

次に25、26ページをお願いいたします。3の施設(管きょ)でございます。表の一番下、合計欄が71.66メートルの減となっておりますが、これは本年度、岳南1号第4排水路の改良事業が完了し、旧ルートから新ルートに切り替えたため、1.66メートルの減になったことと、庁舎改築に伴い公共下水道に接続した管渠の70メートルを富士市に譲渡したことによるものでございます。

その他、2の物品及び4の基金につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、認第1号平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算について、説明をさせていただきますましたが、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長(稲葉寿利議員) 当局の説明を終わります。

監査の結果について、井出監査委員の報告を求めます。

井出監査委員。

代表監査委員(井出富雄君) それでは、平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出

決算及び基金運用状況等の審査結果についてご報告いたします。

審査は、平成21年8月5日、佐野監査委員とともに、当管理組合会議室におきまして実施いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書並びに付属関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数も正確であることを認めました。

また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であると認められました。

これらの審査結果の詳細につきましては、お手元に配付いたしてあります「平成20年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書」にお示ししてありますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

さて、リーマンショック以降の世界的な金融経済不況は、全産業に及び、消費の落ち込みは商品の包装、広告媒体などの原資材である洋紙の需要にも多大な影響を与えております。岳南排水路の排水量の大部分を占める製紙業界においては、生活用品である家庭紙の生産は比較的安定しているものの、消費動向に影響を受けやすい洋紙を中心に生産は大幅な減産を強いられる結果となりました。

9月の日銀静岡支店の発表では「県内景気は在庫調整の進捗や経済対策効果から、下げ止まりつつある。」としていますが、「紙パルプは、需要減による在庫の積み上がりから、減産を再び強化している。」としています。最近の、新聞報道では、景気が再び悪化する「二番底」が懸念されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。このため、今後、使用料収入は長期間にわたり減少傾向が続いて行くことが考えられますことから、管理組合の運営におきましては、より一層の経費節減を念頭に置き、年次計画に基づいた事業執行を行う必要があると考えますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、監査結果の報告といたします。

議長（稲葉寿利議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 管理者と監査委員から報告がそれぞれあって、製紙業界ばかりではないけれども、経済的な問題で、かつて130社ぐらい使用工場があったと思いますが、今87社で、現状を維持するのも大変な状況だろうと思います。先日新聞を見たら、王子製紙が中国へ大規模な工場を建設して中国市場を開拓することになると、今の富士市は王子製紙でさえも3割減産をしている状況で、排水の方についても当然のこととして影響があります。

印刷用紙とか白土の入ったチラシの用紙等は減産するけれども、家庭紙について、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等々の企業の経営は、こういう経済不況下にあってもある程度健全性は保っている状況にあるのですか。その辺の見通しと、過年度の結果から将来の見通しはどのように判断されているか、聞きたいと思います。

議長（稲葉寿利君） 局長。

局長（丸山友則君） 今お話にありましたように、確かに王子製紙等は中国に大きな工場を建てるということでございます。紙の需要は内需が主でございます。輸入、輸出は生産量の2、3%ぐらいで今まで推移しておりますけれども、今年度、また来年度以降は、10%を超えるのではないかと見通しも出ております。このように、今度は輸入が大きくなり、輸出が減っていく状況になって、ますます国内の製紙業界は厳しい状況に立たされていくと聞いております。

特に昨年度、洋紙関係の落ち込みが、前年度比較で8%強の落ち込みをしております。家庭紙は昨年2.3%ぐらいです。今年、家庭紙は大体3%、昨年度に比べて1%ぐらい落ち込んでおります。静岡新聞では、家庭紙の在庫調整のため生産調整を予定しているとの報道がなされております。まだまだ家庭紙の方は、洋紙関係に比べれば落ち込みの比率は少ない状況ですが、使用者は洋紙関係が75%占めております。落ち込みの激しい洋紙関係ですから、排水量の減量に直接響いてくるのは、やはり洋紙関係の方の減産体制が響いてくるのではないかと思います。今後、今年度もそうですが、来年度も排水量が増加することはございませんので、年々減っていくのではないかと見通しを持っております。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 今、企業がコスト削減で、用水を使わない、減水型か、どういう言葉を使っていいかわからないが、そういう企業が多くなってきて、そういう意味では、新たに工場を建設して岳排を使用する企業は、今言われたようにほとんどない状況だろうと思いますが、例えば今、大淵の方でフロント工業団地を造って、使いたいとか、あるいは使って欲しいという要望はあるのか。管路を設備しなければならない、また設備投資が大変ですけど、そういうことは非常に難しいんですか。

議長（稲葉寿利議員） 局長。

局長（丸山友則君） 管路は、今、維持管理に年間3億8,000万円ほど使っております。今38キロほど延長がございます。そうしますと、年間平均で1メートルにつき1万円ぐらいの勘定で維持管理がかかっています。

新たな工場ですが、私どもの方も迎えに行く検討はしました。しかし、造ったときから維持管理費はかかりますので、余りに迎えに行く距離が長いと負担が大きくなります。当然今

の工場は、どこも節水型で排水量が少なく、今までの製紙会社のような用水型の産業ではございません。管路に流してくれる排水量が少なかったら収入は減になります。維持管理費ばかり嵩んでしまうので、工場を迎えに行くと、かなり運営には大きな影響を与えてくるのではないかと考えます。ですから、なるべく管路に近いところに工場があって、管を使っていたら一番いいと思っております。

今年度ですが、弥生線に三協という会社がございます。排水量は少ないのですが、すぐ近くに入れていただけるような形で、9月から入っている状況でございます。

以上です。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 監査報告にもあるように、なかなか岳南排水路の経営というのも大変になってきているので、それなりに我々も関心を持っているわけですが、ぜひひとつ順調に、各企業の期待に応えるよう努力していただきたいなと思っております。

もう一つ、審査意見書の16ページから17ページにかけて退職手当基金や岳南排水路基金があって、農協に4億1,000万余預金してあるわけですが、農協が他の金融機関に比べて利息がいいとか、そういう理由で選択をされているんですか。

議長（稲葉寿利議員） 次長。

次長（小川佳英君） 現金につきましては、うちの基金と富士市の基金と合わせて、会計室の方で引き合いに出されています。その中で一番利率のいいところにお出ししています。利息につきましては、富士市のものと管理組合のものと案分していただいています。よろしくお願いたします。

1番（鈴木敏和議員） わかりました。以上で終わります。

議長（稲葉寿利議員） 8番 諸星孝子議員。

8番（諸星孝子議員） 基金の件ですが、事業報告書の25ページの基金積立金の件で、先ほど積立金1億4,000万円の積み立てを災害時に運用するような話をされておりましたけれども、この場合、災害時に使うとしたら金額的には余り大きくない金額だと思うのですが、それに対して、何かあったときには一般財源だとかいろんなところからも市民のために使われるとは思いますが、これはどの程度の規模か、1億4,000万円、これから少しずつ基金を積み立てるかもしれませんが、今までの例として、この金額だとどれぐらいの規模で使われるようなことがあったのでしょうか。

議長（稲葉寿利議員） 局長。

局長（丸山友則君） この基金、昨年1億4,000万円積み立てましたけれども、これは、平成13年に静岡県の方で東海地震における第3次被害想定というものを出示しておりま

して、それに基づいてうちの方が被害想定しましたところ、6.2%ぐらいの施設の被害を想定しておりまして、その費用に約30億かかると試算をしております。それに基づいて30億を目途に、今まで積み立てをしてまいりました。

昨年は1億4,000万積み立てることができましたけれども、先ほど申しましたように、今後、今年の予算もそうですが、当初から積み立てることは、収入減によりましてできません。先ほどもありました運用益金、約3,000万ございますので、これらを有効に使って今後は積み立てていって、いざ災害が起きたときに、そのお金を使う形にしていきたいと考えています。

議長（稲葉寿利議員） 8番 諸星孝子議員。

8番（諸星孝子議員） 富士市は割と冠水地が多くて、床上浸水だとかが、大雨のときとか台風のときにはそういう場所が多くありますけれども、災害用とか、他のものに対して、基金以外でも使うことがあるのでしょうか。その点に関しては全然関係なく、工場からの排水の路線だけに使うのですか。

議長（稲葉寿利議員） 局長。

局長（丸山友則君） うちの方は、すべて管路の維持管理に使っておりますので、一般の富士市の冠水したところに、基金を使うことはございません。

議長（稲葉寿利議員） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

認第1号平成20年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第4 議第3号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（補正第1号）

議長（稲葉寿利議員） 日程第4 議第3号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（補正第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） ただいま、上程されました議第3号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算（補正第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算（補正第1号）は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,346万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億7,866万2,000円とするものでございます。

先ほど、管理者から総括説明がされておりますので、直ちに内容説明をさせていただきます。

議案書の7、8ページをお願いいたします。2 歳入でございますが、4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴い、補正前の額3,000万円に5,346万2,000円を増額し、8,346万2,000円とするものでございます。

3 歳出でございますが、5款1項1目予備費は、補正前の額3,121万9,000円に5,346万2,000円を増額し、8,468万1,000円とするものでございます。これは、年度の途中でありますので、調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第3号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算（補正第1号）につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。説明を終わります。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号について質疑に入ります。 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第3号平成21年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（補正第1号）は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

ここで監査委員が退室されます。

（代表監査委員 井出富雄君 退席）

日程第5 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議長（稲葉寿利議員） 日程第5 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） それでは、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げますので、議案書の9ページ、併せまして黄色の議案参考資料の1ページをお願いいたします。本案と同様の条例が既に、富士市において、平成21年2月議会で議決され、平成21年4月1日をもって施行されております。また、富士宮市においては、平成21年11月議会に上程され、平成22年1月1日より施行する予定とのことでございます。

本条例改正の理由でございますが、職員の勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であることから、民間と均衡させることが基本となっております。現在、職員の勤務時間は1日8時間、1週40時間と規定されておりますが、平成20年の人事院勧告では、民間の労働時間は職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着しているとの調査結果から、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定するよう、示されました。これを受けて、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、今回、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたしますので、議案参考資料の1ページをお願いいたします。まず、第2条第1項につきましては、1週間の勤務時間を定めたもので、1日当たり15分短縮されることから、1週間当たり「40時間」を「38時間45分」に改正するものであります。

次に、同条第3項につきましては、地方公務員法で規定する定年退職者等で、短時間勤務の職に従事する再任用短時間勤務職員の勤務時間について、8時間当たり15分の時間短縮となることから、1週間当たり「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改正するものであります。

次に、同条第4項につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児短時間勤務職員の処理できない業務に従事させるため、任用することができる任期付短時間勤務職員の勤務時間について、1週間当たり「32時間まで」を「31時間まで」に改正するものであります。

次に、第3条第2項につきましては、勤務時間の割り振りについてそれぞれ1日につき「8時間」を「7時間45分」に改正するものであります。

次に、第6条及び第7条についてですが、公務員の勤務時間制度においては、従来より休憩時間及び休息時間の制度が設けられており、休息時間は勤務時間に含まれることとなっておりますが、民間企業の通常の勤務形態の従業員では休息時間に相当する制度は、ほとんど普及していないことを考慮して、国では休息時間を廃止いたしました。このため、休息時

間を廃止することとし、これを規定した第7条を削除するとともに、第6条では勤務の実態に合わせるため、休憩時間の表記を労働基準法の表記に合わせ、「少なくとも45分」、「少なくとも1時間」に改正するものであります。

以上の内容を標準的な例として勤務時間で説明いたしますので、議案参考資料3ページの「勤務時間の短縮及び休憩時間の廃止に伴う勤務形態について」をごらんいただきたいと思います。現行は、始業時間8時30分から終業時間17時15分の間で、12時から12時15分までが休憩時間、12時15分から13時までが休憩時間、17時から17時15分までが休憩時間となっております。本改正により休憩時間を廃止し、昼の45分間の休憩時間を12時から13時までの1時間とすることで、結果として始業時間、終業時間は変わらず、勤務時間は15分間短縮することとなります。

次に、附則について説明をいたしますので、議案書の10ページをお願いいたします。第1項は、この条例の施行日を平成21年11月1日とするものであります。

第2項は、勤務時間の短縮に伴い、岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を同様に改正するものであります。

第10条に規定されております、育児短時間勤務職員で変則勤務または交替制勤務をする場合の勤務時間を、1週間当たり20時間を19時間25分と19時間35分に、24時間を23時間15分に、25時間を24時間35分に改正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第4号について質疑に入ります。 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

日程第6 議第5号岳南排水路管理組合新庁舎建設基金条例を廃止する条例制定について

議長（稲葉寿利議員） 日程第6 議第5号岳南排水路管理組合新庁舎建設基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） それでは、議第5号岳南排水路管理組合新庁舎建設基金条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。本条例廃止の理由でございますが、新庁舎建設のため、平成15年2月18日に制定の条例に基づき、基金を管理してまいりましたが、平成20年度をもちまして事業が完了いたしました。建設のための財源として、当該基金の全額を充当し、その目的が達成されましたことにより、当該基金条例の廃止を提案するものでございます。

なお、建設の総事業費でございますが、先ほども申し上げましたが、2億3,120万8,148円で、そのうち、基金積立額1億8,000万円、利子が195万2,762円、一般財源からは4,925万5,386円を支出しております。

附則につきましては、この条例を公布の日から施行することを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第5号について質疑に入ります。 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第5号岳南排水路管理組合新庁舎建設基金条例を廃止する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第6号岳南排水路管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について

議長（稲葉寿利議員） 日程第7 議第6号岳南排水路管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） それでは、議第6号岳南排水路管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について、ご説明申し上げますので、議案書の13ページをお願いいたします。

本案と同様の条例が、既に富士市においては、平成21年2月議会で、議決され、平成21年4月1日から施行されております。また、富士宮市においては平成18年11月議会において、議決され、平成19年1月1日から施行されております。

本件につきましては、地方自治法第234条の3、これは、長期継続契約の規定でございますが、この規定により、同法第214条の債務負担行為の規定によらず、長期継続契約を締結することができるものとして、電気、ガス、水道の供給、電話等の通信役務の提供及び不動産の借り入れに限定されておりました。これが、平成16年の地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17の改正により、限定されていたものに加え、物品の借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものにあつては、長期継続契約を締結することができることとされました。

管理組合では、今泉ポンプ場運転管理業務委託や庁内OA機器等のリース契約につきましては、債務負担行為により、期間と限度額を設定し、複数年度にわたる契約を締結しております。また、庁舎の清掃や設備の維持管理などは、単年度契約としております。今後、これらの事務の簡素化を図るために、地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を定めるため、条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、内容について、ご説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を、電子計算機などの物品の賃貸借契約及びこれに付随する保守点検委託契約並びに庁舎などの施設管理に関する委託契約及び電気設備等の運転管理や保守点検委託契約と規定したものでございます。

第3条は、長期継続契約の契約期間は、5年を限度とすることを規定したものでございます。

第4条は、委任について規定したものでございます。

附則は、条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第6号について質疑に入ります。

1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 富士市では、実際でもこういう法律に基づいて対応するけれども、長期間契約するわけですから、その中身的なものについては、富士市では当初予算説明のと

きに、一覧表みたいなものを添付してくれていたと思いますが、こちらでは添付してくれないのですか。それと、今経済社会が動いて、契約をする場合、事情の変更に基づいて単価や契約金額を変更することができる、岳南排水路組合に有利な契約条件は入れるだろうと思うのですが、その辺のことについて伺います。

議長（稲葉寿利議員） 次長。

次長（小川佳英君） 契約内容につきまして、ちょっと富士市の契約課とも十分相談をして、この22年度予算に生かさせていただきたいと思います。私の方でその契約内容について詳しい情報等をまだいただいておりますので、少しまた勉強させていただきたいと思います。申しわけございません、よろしく願いいたします。

議長（稲葉寿利議員） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第6号岳南排水路管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第6号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

議長（稲葉寿利議員） 日程第8 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について管理者の説明を求めます。

管理者。

管理者（鈴木 尚君） 議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、ご同意を賜りたい監査委員は、知識経験を有する者から選出される委員でございます。

現在、知識経験を有する委員であります井出富雄氏は、来る12月20日をもちまして任期満了となります。これによりまして、組合規約第11条第2項の規定により後任監査委員の選任につき、議会の同意を得ようとするものであります。

ご提案を申し上げます富士市今泉1丁目8番35号、山本浩之氏は、昭和45年富士市役所に奉職され、議会事務局長、総務部長等を歴任され、平成20年3月に退職、その後、

鷹岡商工会事務局長を務められ、現在、富士市代表監査委員に在任中でございます。山本氏は、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有しており、本委員として最も適任でありますので、後任委員として選任しようとするものであります。何とぞ、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（稲葉寿利議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第7号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第7号は原案どおり同意されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成21年12月16日

議 長 稲 葉 寿 利

会議録署名議員 太 田 康 彦

会議録署名議員 諸 星 孝 子
